

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性**【現状分析】**

中心市街地エリアに来街する交通手段は、①乗用車、②徒歩・自転車、の次が路面電車と路線バスとなっており、鉄道は市外からの来街者が大半を占めている（市民アンケート・来街者調査）。

公共交通機関を利用する際は、路面電車か路線バスとなるが、その利用頻度は少ない状況となっている。

路面電車は、現存する路面電車のなかでは日本最古であり、はりまや橋を中心に東西線と南北線で形成されている。沿線には居住者が多く、また鉄道駅とも近接していることから、通勤通学などに重要な役割を果たす、定時制の高い輸送機関である。利用状況としては、平成20年度まで輸送人員が減少していたが、近年は横ばい若しくは若干の減少に留まっている。ただし、商店街が集まる中心部には5つの停留所が存在しており、いずれも路線内停留所の中で多い乗降人数であり、特にはりまや橋の利用が多い状況となっている。

路線バスは、経営改善のため、事業者の1本化を図ったものの、はりまや橋を中心に放射状に広がる道路網に沿って運行し、系統数も多く、複雑でわかりにくい路線網が形成されている。そのことも要因となって、依然として輸送人員が減少傾向に歯止めがかからない状況にあり、バス路線の再編が課題となっている。また、利便性向上や中心市街地との連携強化のためにも、中心部へのバスターミナル設置が望まれている。市民アンケート調査でも、高齢者に優しい路線バスの便数増等公共交通機関に対する要望が多い状況であった。

また本市は、平成28年6月に「高知市地域公共交通網形成計画」を策定し、持続可能な公共交通体系の構築に向けた課題解決に取り組んでいる。

【公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性】

環境に優しい都市づくりの観点から、高齢者だけでなく、観光客を含めた中心市街地への来街者にとって、分かりやすく利用しやすい公共交通としての価値を高め、中心市街地へ訪れやすさを提供する事業展開を図る。

具体的には、前計画の事業を継続し、引き続き路面電車、路線バスなどの公共交通機関と商店街が連携を図り、市民の消費活動に対しての付加的なサービスを提供しながら、公共交通機関の利用を促進させる。

また新規事業として分かりやすく使いやすいバス路線網を再編するとともに、バス停整備の取り組みも進めていく。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取り組みの進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図る。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

(2) ① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 観光周遊バス運行事業</p> <p>【内容】 市内の観光地を經由するバス及び観光バスターミナルの運営、中心市街地の飲食店や店舗との連携</p> <p>【実施時期】 平成 25～令和 4 年度</p>	<p>(公財)高知県観光コンベンション協会</p>	<p>高知駅と桂浜を発着点として市内の観光スポットを回る観光周遊バス「MY遊バス」の運行及び市中心部の交通結節点であるはりまや橋観光バスターミナルの運営を行うもの。あわせて、「MY遊バス」利用者には観光施設・宿泊施設・飲食店や店舗での特典を付与したサービスを行い、来街促進を図る。</p> <p>よって、「『また訪れたいと思うまち』の実現」に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 25 年 4 月～令和 5 年 3 月</p>	
<p>【事業名】 公共交通利用促進事業</p> <p>【内容】 I C カード「ですか」によるサービス実施や公共交通のイベント・広報等</p> <p>【実施時期】 平成 25～令和 4 年度</p>	<p>高知市、交通事業者</p>	<p>I C カード「ですか」による多様なサービスを実施・拡充するほか、現存で日本最古である路面電車をはじめとする公共交通をイベント・広報等により積極的に P R することで公共交通の潜在的な利用者の掘り起こしに取り組み、来街者の増加を図る事業である。</p> <p>よって、「『多くの人々が回遊するまち』の実現」、「『また訪れたいと思うまち』の実現」に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成 26～令和 4 年度</p>	

(2) ② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当無し

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当無し

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 バス路線再編事業</p> <p>【内容】 分かりやすく使いやすいバス路線網の再編</p> <p>【実施時期】 平成 30～令和 4 年度</p>	高知市、交通事業者	<p>複雑になっている現在のバス路線網を、市民や観光客など利用者目線に立って分かりやすく使いやすいバス路線網に再編し、気軽に来街しやすく、賑わいを創出する交通ネットワークを構築する。</p> <p>よって、「『多くの人々が回遊するまち』の実現」、「『また訪れたいと思うまち』の実現」に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	
<p>【事業名】 バス停整備事業</p> <p>【内容】 分かりやすく使いやすいバス停の整備</p> <p>【実施時期】 平成 30～令和 4 年度</p>	高知市、とさでん交通(株)	<p>路線図や時刻表などの文字の大型化やバス停そのものの統一化を図るなど、利用者に分かりやすく使いやすいバス停となるよう整備する事業である。</p> <p>よって、「『多くの人々が回遊するまち』の実現」、「『また訪れたいと思うまち』の実現」に必要な事業である。</p>	<p>【措置の内容】 —</p> <p>【実施時期】 —</p>	